



木曽林務課だより 3月

厳しい寒さから一気に暖かくなり、東京からはさくらの開花の便りが届きはじめました。しかし、暖かくなると空気が乾燥してきて、県内のちょっとした火の不始末からの山火事などのニュースが入ってきています。そうした山火事を防ぐための広報活動としての山火事予防パレードの様子をお伝えします！

春の山火事予防運動を実施中です。

令和5年春の山火事予防運動は、令和5年5月31日（水）まで実施しています。この運動は、春の空気が乾燥する山火事の発生の危険期を迎えるに当たり、県民の方々に対して山火事予防意識を普及・啓発するとともに、予防対策を強化し、森林の保全と地域の安全を図ることを目的としています。

統一標語は「火の確認 山を愛する あなたのマナー」です。

この運動の一環として、3月14日（火）、3月15日（水）、及び17日（金）に木曽管内で山火事予防パレードを実施しました。

パレードの出発式では、神事地域振興局長からこの春の山林火災の状況を踏まえて、山火事予防意識の啓発への期待を込めた挨拶があり、担当者から注意事項の説明を受けた後、出発しました。パレードでは、たき火、たばこの火の始末に十分注意して、山火事を起こさないよう呼びかけました。

皆さまには、以下のことについてご注意をお願いします。

- ① 枯草等のある火災の起こりやすい場所では、たき火をしないこと
- ② たき火等火気の使用中はその場を離れず、使用後は完全に消火すること
- ③ 強風時及び乾燥時には、たき火、火入れをしないこと
- ④ 火入れを行う際、町村長の許可を必ず受けるとともに、あらかじめ必要な防火設備をすること
- ⑤ たばこは指定された場所で喫煙し、吸いがらは必ず消すとともに、投げ捨てないこと
- ⑥ 火遊びはしないこと、またさせないこと



山火事が起こらないよう、ご協力よろしくをお願いします。